

# 新たなガイドラインの骨子（案）のポイント

## 改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

## 【中間評価】

## 改革期間

令和5年度～7年度  
「改革推進期間」



令和8年度～10年度  
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度  
「改革実行期間」（後期）

## 取組方針

### 休日

**改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す**

※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**  
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

### 平日

**各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進**（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

## 認定制度

民間クラブチーム等との区別や質の担保等のため、**国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

## 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

### 推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等

### 各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)  
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

### ニーズ反映・参加促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

## 部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導・安全安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## 大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会の開催等）

## 関連制度

希望する教師の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

# 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要①

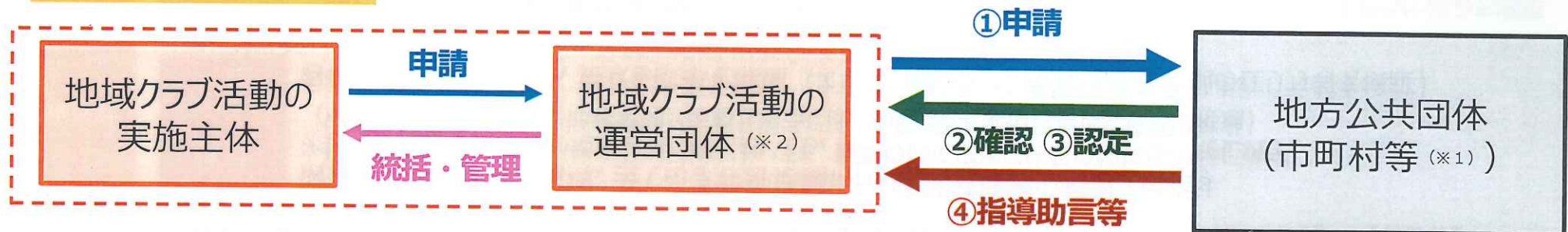
## 趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上**で、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

## 定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

## 認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施  
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

# 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

## 認定要件の概要

| 事項        | 主な内容                                                                                                                                                                               |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①活動の目的・理念 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障</li> <li>・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない</li> </ul>                                        |
| ②活動時間・休養日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内</li> <li>・ 週2日以上休養日（原則、休日に週1日以上休養日）を設定</li> </ul>                                                               |
| ③参加費等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)</li> </ul>                                                                                    |
| ④指導体制     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む）</li> <li>・ 市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導</li> </ul>                                                   |
| ⑤安全確保     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施</li> <li>・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化</li> <li>・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）</li> </ul> |
| ⑥運営体制     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示</li> <li>・ 営利を主たる目的とせず運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力</li> </ul>                                      |
| ⑦学校等との連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有</li> <li>・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整</li> </ul>                                                          |

(※1) 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

(※2) 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

## 想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）  
 ③希望する教職員の兼職兼業 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

# 新たなガイドラインの趣旨・全体構成

**令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタート**することを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

## Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はⅡで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - （1）基本的方針
  - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - （3）留意事項

## Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
  - （1）趣旨
  - （2）想定される認定の効果
  - （3）認定制度の概要（要件・手続等） ※詳細は別冊
  - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

## Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - （1）地方公共団体における体制整備
  - （2）国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - （3）生徒が所属する中学校等との連携
  - （4）民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
  - （1）運営団体・実施主体の整備等
  - （2）指導者の確保・育成
  - （3）活動場所の確保
  - （4）活動場所への移動手段の確保
  - （5）生徒の安全安心確保
  - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

## Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - （1）学校部活動に関する方針の策定等
  - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - （1）大会等への参加の引率
  - （2）大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

## Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

## 別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など